

介 保 号 外  
令和2年4月14日

高齢者福祉施設の管理者 殿

奈良県医療・介護保険局  
介 護 保 険 課 長

### 福祉施設・事業所等における新型コロナウイルス感染対策について

新型コロナウイルス感染症対策への取組にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和2年4月7日政府において緊急事態宣言が発令され、近隣の大阪府及び兵庫県を含む7都府県が対象地域とされたことから、4月8日付けで再度感染予防対策の徹底をお願いしたところです。

各福祉施設・事業所においては、調理、清掃及び警備等、様々な業務を委託されていることから、こうした委託事業者においても感染予防対策を徹底することが重要です。

については、各福祉施設・事業所におかれましては、あらためて委託事業者に対し、介護サービスを利用している高齢者は感染による重症化の危険性が高いこと等の注意喚起を行うとともに、委託事業者とその職員への感染予防対策の徹底を指示していただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染症（感染の疑いを含む）が発生した場合（委託事業者を含む）は、速やかに管轄の保健所に連絡するとともに、県介護保険課にもご報告をお願いいたします。

### 記

#### 【委託事業者とその職員にも徹底いただきたい事項】

1. こまめな手洗い、咳エチケットなど、基本的な予防策を徹底してください。
2. 職員の出勤前の検温や体調管理を十分に行ってください。
3. 体調不良（せき・発熱等）の職員については、無理に勤務することがないように配慮してください。
4. 「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」を避けてください。
5. 勤務時間の内・外を問わず、不要・不急の外出を控えるようにしてください。  
特に、緊急事態宣言の対象地域への往来は控えてください。